

## 静岡文化芸術大学授業料の分割納入に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、静岡文化芸術大学学則（以下「学則」という。）第62条第2項及び静岡文化芸術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第51条第2項の規定に基づき、授業料の分割納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (授業料の分割納入)

第2条 学生のうち、やむを得ない事情があると理事長が認める者は、本人の申請に基づき、各期ごとに当該学生に係る授業料について、分割して納入させることができるものとし、その納入期限及び納入金額については別に定める。

2 前項の規定により授業料を分割して納入する場合の分割の回数は、4回を限度とする。

### (申請及び承認)

第3条 前条第1項の規定により、授業料の分割納入の措置を受けようとする学生は、授業料分割納入承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、前期においては3月25日、後期においては9月25日までに理事長に申請しなければならない。ただし、入学年度の前期については、申請期限を理事長が別に定める日とする。

2 理事長は前項に規定する書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、申請者あて授業料分割納入承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、承認、不承認の旨を通知するものとする。

### (取り消し等)

第4条 理事長は、授業料の分割納入の措置を受けている学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その分割納入の措置を取り消すことができる。

- (1) 授業料分割納入承認申請書等に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によって分割納入の承認を受けた場合
- (2) 学則第48条又は大学院学則第39条の規定により懲戒の処分を受けた場合
- (3) 授業料の分割納入の事由に該当しなくなった場合

2 前項の取消を行った場合は、理事長はその理由を示して文書により当該取消を受けた者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の取消を受けた者からは、その取消に係る授業料を徴収するものとする。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、授業料の分割納入に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度前期の授業料分割納入承認申請書の提出期限は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成22年4月9日までとする。

附 則

この改正は、平成23年6月24日から施行する。